

令和6年度福知山市職員端末グループウェア広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市職員が行政事務で使用する職員端末上で稼働するグループウェアシステムに掲載する広告(以下「職員端末グループウェア広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に記載のない事項については、福知山市有料広告掲載要綱(以下「要綱」という。)及び福知山市広告掲載基準(以下「基準」という。)によるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 職員端末グループウェア広告は、要綱第3条及び基準第4条に定めるもののほか、職員端末グループウェア広告として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、以下のとおりとする。

広告枠1枠あたり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含まない)

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、福知山市有料広告掲載決定通知書の送付日以降に送付する納入通知書により、広告料を全額納付しなければならない。納付期限は納入通知書の送付日から起算して14日後とする。なお、納付期限までに広告料が全額納付されない場合、納付されるまでの間、広告掲載を一時停止します。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市が別に定める。

(1) 掲載するシステム

グループウェアシステム

※電子掲示板、電子メール及びスケジュール管理等の機能を有する庁内情報共有ツール

(2) 利用ユーザー

約1,000名

(3) 掲載位置

グループウェアシステムのトップポータル画面(別紙1のとおり)

(4) サイズ等

サイズ : 1枠あたり縦300ピクセル、横600ピクセル

ファイル形式 : JPEG、PNG、GIF

(5) 募集枠

4枠

※広告主の決定後、決定した広告主から順に広告枠を選択するものとする。

※広告枠の申込状況は市ホームページに掲載する。

(6) 掲載期間

令和6年6月1日以降の各月1日から末日までの1か月を単位とし、最長で令和7年3月31日まで掲載することができる。ただし、掲載を希望する月の広告枠に空きがある場合に限る。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、掲載開始日の20日前までに福知山市有料広告掲載申込書（要綱様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を持参、郵送（一般書留又は簡易書留に限る）のいずれかの方法により市民総務部デジタル政策推進課に提出すること。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、広告掲載申込書を本市が受け付けた日から起算して、3日以内に広告掲載データを電子メールにより提出すること。期日までに広告データの提出がない場合は、受付を取り消すものとする。

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告データの変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日までに電子メールにてデジタル政策推進課まで送付し、電話による受信確認を行うこととする。広告データについて確認を行った後、各月1日に広告画像の変更を行うこととする。変更の希望がない場合は、前月の広告データを継続して掲載する。

- 2 広告データが各種法令、要綱、基準及び本要領に違反している、あるいはそのおそれがあると判断した場合は、いつでも広告主に対して広告画像の修正を求めることができるものとする。なお、修正が完了するまでの間は広告掲載を停止するとともに、停止期間中の広告料は返還しない。

(広告主の選定)

第8条 市は、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、要綱に規定する優先順位で広告主として選定する。

- 2 同優先順位の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- 3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、市民総務部デジタル政策推進課において行う。

(広告主への通知)

第9条 市は、広告主を決定したときは、その旨を福知山市有料広告掲載決定通知（要綱様式第2号）により広告主に通知する。

- 2 市は、広告掲載希望者の申込み内容が第2条に該当し掲載できないものであるとき、もしくは広告主を他の広告掲載希望者に決定したときは、その旨を福知山市有

料広告非掲載決定通知（要綱様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

（広告主の責務）

第10条 広告主は、要綱第12条に規定するもののほか以下の各項に規定する責務を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載された広告に起因して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。
- 3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

（協議）

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、職員端末グループウェア広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。